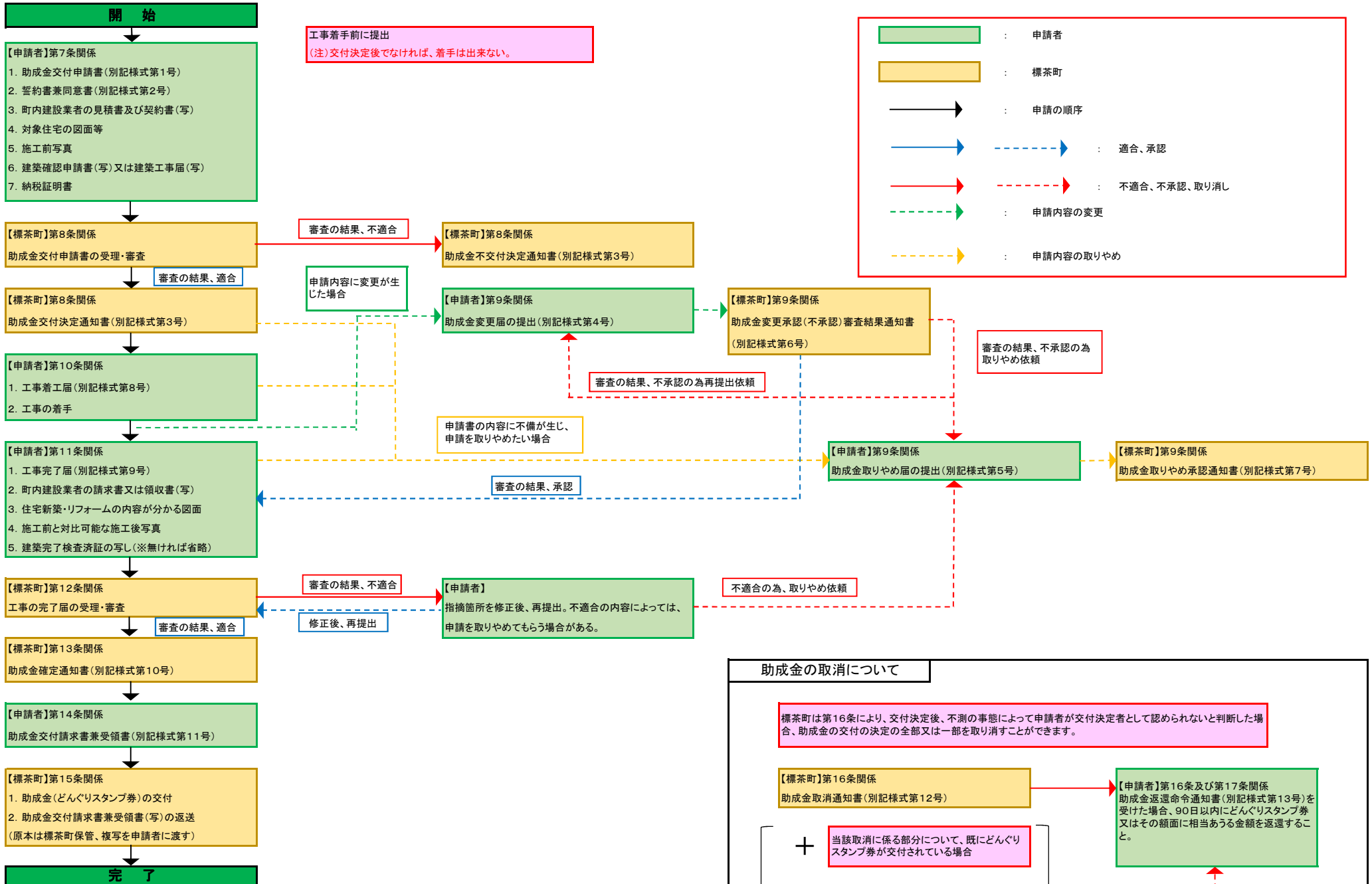


標茶町マイホーム応援事業 申請フロー図



助成金の取消について

標茶町は第16条により、交付決定後、不測の事態によって申請者が交付決定者として認められないと判断した場合、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができます。

【標茶町】第16条関係
 助成金取消通知書(別記様式第12号)

【申請者】第16条及び第17条関係
 助成金返還命令通知書(別記様式第13号)を受けた場合、90日以内にどんぐりスタンプ券又はその額面に相当する金額を返還すること。

当該取消に係る部分について、既にどんぐりスタンプ券が交付されている場合

【標茶町】第17条関係
 助成金返還命令通知書(別記様式第13号)